

28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	()
-------------	-------------	--------	--------	-----	-----

別表六の(二十一) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

○ 別表六の二（十一）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 1 号」）	平成24年旧措置法第68条の13第 1 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 1 号）	10071	「28」の欄の金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 1 号」）	第68条の13第 1 項（第42条の 9 第 1 項第 1 号）	10389	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 2 号」）	平成24年旧措置法第68条の13第 1 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 2 号）	10073	
	第68条の13第 1 項（第42条の 9 第 1 項第 2 号）	10390	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 3 号」）	平成24年旧措置法第68条の13第 1 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 3 号）	10075	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 3 号」）	第68条の13第 1 項（第42条の 9 第 1 項第 3 号）	10391	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 4 号」）	平成24年旧措置法第68条の13第 1 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 4 号）	10077	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 4 号」）	第68条の13第 1 項（第42条の 9 第 1 項第 4 号）	10392	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 5 号」）	平成24年旧措置法第68条の13第 1 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 5 号）	10079	
	第68条の13第 1 項（第42条の 9 第 1 項第 5 号）	10393	

○ 別表六の二（十一）「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第 2 項（第42条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号まで）」又は「平成24年旧措置法第68条の13第 2 項（平成24年旧措置法第42条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号まで）」	10394	「41」の欄の金額